

京都市消防局訓令甲第5号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成22年10月12日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第32条の見出しを「(防火管理業務及び防災管理業務の一部委託)」に改め、同条第1項中「防火管理業務」の右に「又は防災管理業務」を加える。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(消防局予防部)